

外国籍の職員の任用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、外国籍の職員の任用に関し必要な事項を定めることにより、適正な人事管理を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「外国籍の職員」とは、次に掲げる職員をいう。

- (1) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）による永住者である職員
- (2) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）による特別永住者である職員

(任用の基本原則)

第3条 外国籍の職員については、公権力の行使にあたる業務又は公の意思形成に参画する職には従事できないものとする。

(公権力の行使)

第4条 前条の「公権力の行使にあたる業務」とは、次に掲げる業務とする。

- (1) 市民の権利や自由を制限する業務
- (2) 市民に義務や負担を課す業務
- (3) 市民に対して強制力をもって執行する業務
- (4) その他公権力の行使に該当する業務

(公の意思形成に参画)

第5条 第3条の「公の意思形成に参画する職」とは、新潟市の行政において企画、立案、決定等に関与する次に掲げる職とする。

- (1) 専決の権限を有する課長相当以上の職（企画、立案、決定等に関与する業務に従事する蓋然性が低い職を除く。）
- (2) 新潟市の基本政策（基本計画の策定、予算の編成、組織、人事、労務管理等をいう。）に携わる職

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、外国籍の職員の任用に関し必要な事項は、総務部長が定める。

附 則

この要綱は、平成21年5月1日から施行する。